

様式第 2 号

静岡県農業技術産学官連携研究開発センター会議室使用承認申請書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏名（代表者）

静岡県農業技術産学官連携研究開発センター会議室について、裏面記載の内容について誓約及び同意した上で、使用の承認を申請します。

使用責任者	役職・氏名： 電 話： E-mail：
使用目的 (イベント概要)	※開催案内・概要資料等があれば添付してください。
使用年月日	年 月 日 ( )
飲食の提供 (該当に○)	有り (詳細： ) なし

使用場所 (↓左欄に○)	室数	使用時間 (使用可能 9:00~17:00) (1時間単位・準備撤収含む)	人数	駐車 台数	備品の使用 (↓使用備品に○)
会議室	室	～	人	台	
会議室 (応接)		～	人	台	
交流室		～	人	台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机(1800×450) ( 台)</li> <li>・椅子 ( 脚)</li> <li>・マイク ( 本)</li> <li>・ピンマイク ( 個)</li> <li>・プロジェクター</li> <li>・レーザーポインター</li> <li>・ステージ</li> <li>・演題</li> <li>・司会台</li> <li>・花台</li> <li>・衝立(1900×800) ( 枚)</li> <li>・立て看板 ( 個)</li> </ul>

※交流室は、机・椅子等の配置はいたしません。必要数を用意しますので、使用者様にて配置をお願いします。

<様式第2号裏面>

## 誓約（同意）書

下記1及び2のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例（平成29年静岡県条例第3号）、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第10号）、静岡県農業技術産学官連携研究開発センター管理規程（平成29年6月16日農戦第183号）、静岡県農業技術産学官連携研究開発センター会議室使用の手引き（令和元年7月10日農先第27号の2）を遵守することについて同意します。

### 記

- 1 使用の許可の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 2 使用の許可の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
  - (1) 暴力的な要求行為を行うもの
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為を行うもの
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの